



希少種保護推進費

2019年度要求額
762百万円（686百万円）

背景・目的

生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、絶滅危惧種保全の推進に向けた基本的な考え方と早急に取り組むべき施策を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」が平成26年4月に策定された。また、平成29年度には、種の保存法が抜本的に改正され、国内希少野生動植物種指定や動植物園等との連携のための制度が新たに創設され、平成30年6月に施行されたところ。これらに基づき、種指定を促進し、保護増殖事業の実施、生息地等保護区の指定等の取組みを通じて、絶滅のおそれのある野生生物の種の保存を図る。

事業目的・概要等

事業スキーム



事業概要

- レッドリストの作成・更新、国内希少野生動植物種の追加指定の検討及び生息域外保全の方針検討等（希少野生動植物種保存推進費）
- 種の保存法に基づく保護増殖事業の実施（特定野生生物保護対策費）及び生息地等保護区の管理の実施（希少野生動植物種生息地等保護区管理費）
- トキやツシマヤマネコ等の野生復帰の推進（希少野生動物野生順化特別事業費）
- 地域関係者等と連携した保全のための体制構築、注目種の調査等（希少野生動植物種保全活動費等）
- 奄美大島、徳之島等における希少種保全のためのノネコ対策（希少種保全のためのノネコ対策事業費）

期待される効果

絶滅危惧種の個体数の減少を防止し、又は回復を図ることにより、種の絶滅を回避し、良好な自然環境を保全する。



イメージ

■環境省レッドリスト等の作成・更新

- 野生生物の現状を把握する基礎資料としてレッドリストを作成・更新
- 最新のレッドリスト2018は2018年5月に公表

■2020年までに国内希少種300種追加※を目指して指定加速

- ※2013年種の保存法改正時の衆参附帯決議で求められた取組
- 2018年3月までに171種を新規指定し、現在国内希少種は259種
 - 2018~2020年の3か年の間に残り129種を追加する必要
 - さらに、2017年の種の保存法改正時の衆参附帯決議では2030年度までに国内希少種を合計700種とすることが求められている

各指定種の状況等に応じ、様々な保全対策を実施

■保護増殖事業の実施

- 保護増殖を図る優先度が特に高い種が対象（タンチョウ、ミヤコタナゴ、ウミガラス等）



■野生復帰を目指した順化特別事業の実施

- トキ、ツシマヤマネコ、ヤンバルクイナ、ライチョウ等



■生息地等保護区の管理の実施

- 巡回、生息状況把握調査、新規候補地の調査等



■地域関係者等との連携による保全体制構築・注目種の調査

- 地域主体の活動構築に向けた関係者との調整、人材育成研修等
- カワウソ等注目種の生息状況把握及び保全対策の検討

■奄美大島・徳之島でのノネコ対策

- 世界遺産候補地の価値であるアマミノクロウサギ等の保全

我が国の野生生物の絶滅を回避